

野洲駅南口周辺整備構想検討委員会委員名簿

要綱分類	氏名	所属等
1号委員(学識経験者)	及川 清昭	立命館大学理工学部建築都市デザイン学科教授
	松岡 拓公雄	滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科教授
2号委員 (関係機関・団体を代表する者)	太田 正己	おうみ富士農業協同組合
	鍛冶 平太郎	野洲市自治連合会
	鈴木 あつ子	野洲市商工会
	立入 誠悟	野洲青年会議所
	中田 幸子	野洲市ボランティア観光ガイド協会
	間宮 美佐緒	野洲市PTA連絡協議会
	森野 百代	野洲市国際協会
	山本 真嗣	野洲工業会
3号委員(行政機関)	小川 文章	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市調整官
	谷村 定義	滋賀県 土木交通部 交通政策課 課長
	橋 俊明	野洲市 都市建設部 部長
4号委員(公募委員)	兒玉 志織	
	西村 昇	
	前田 基良	
5号委員(市長が認める者)	樋口 俊助	滋賀県バス協会 専務理事
	平野 剛	JR西日本 近畿統括本部 京都支社 地域共生室長

＜敬称略 50音順＞

野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が野洲駅南口周辺に所有する市有地（以下「市有地」という。）を中心として、市民が駅周辺にどのような都市機能を必要とするのか、また、その機能をどのように配置すべきか、またその機能によりどのようににぎわいを生み出すのかを検討するため、野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市有地を含む周辺整備の構想に必要な調査及び検討を行う。

(構成等)

第3条 委員会の委員は、18人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、委員の任期を延長することができるものとする

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、委員の中から委員長が指名し、部会長は構成員の互選によりこれを定め、委員長は部会長を兼ねることができる。

3 前条の規定は、部会における会議において準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課地域戦略室において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成24年4月20日から施行する。